



各位 殿

2006年 3月 1日

件名：関税・消費税の納期限延長制度について

貨物を輸入するにあたり、関税・消費税を納付しなければなりません。税額に相当する担保の提供を条件に、これらの関税等の納付を3ヶ月遅らせることができる納期限延長制度というものがあります。

包括延納方式を利用される場合、例えば輸入の許可の日が3月1日・3月15日・3月31日である場合、1ヶ月分すべてをひとまとめにして3ヶ月後の末日である6月30日までに関税等を納付すれば良いこととなります。納期限を延長するには税関に担保を提供する必要があります。

認められる担保については、銀行の保証書が一般的ですが、保険会社もこの担保保証をしてくれるところがあります。保証金額は1年間の見込税額合計額の4/12に季節変動等による増加の余裕を見込んで設定されます。

銀行の保証書を担保にする場合には、上記の保証分が企業の借入限度額を圧縮してしまうことや金利がかかることを理由になかなか納期限延長方式のご利用に踏み切れないこともあるようです。しかし保険会社の保証書の場合、銀行からの借入限度額に影響を与えず、金利負担も銀行に比べると良いレートが得られます。

保険会社の金利がどれ位かは利用される企業様の信用度によりますので一概には言えませんが、ひとつの目安として0.7%前後の数字が出ております。最近の長期プライム・レートが2%であることを考えれば驚くほど有利な金利であり、制度でもあります。

保険会社の中でも税金担保保証（法令保証証券）に積極的な会社と消極的な会社がありますので、この納期限延長方式に少しでもご興味のあるお客様は弊社担当者にお問合せ下さい。この制度の利用に積極的な保険会社をご紹介します。

また、この税金担保保証がある輸入者様は税関の簡易申告制度ご利用の第一ステップを同時に通過することになります。簡易申告制度とは継続的に輸入している貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前に貨物を引き取ることを可能とする制度です。

ご不明な点やご質問についてはお気軽に弊社担当者まで御問い合わせ下さい。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>